

第2 第3次行政改革大綱の基本的な考え方

1 行政改革大綱の計画期間

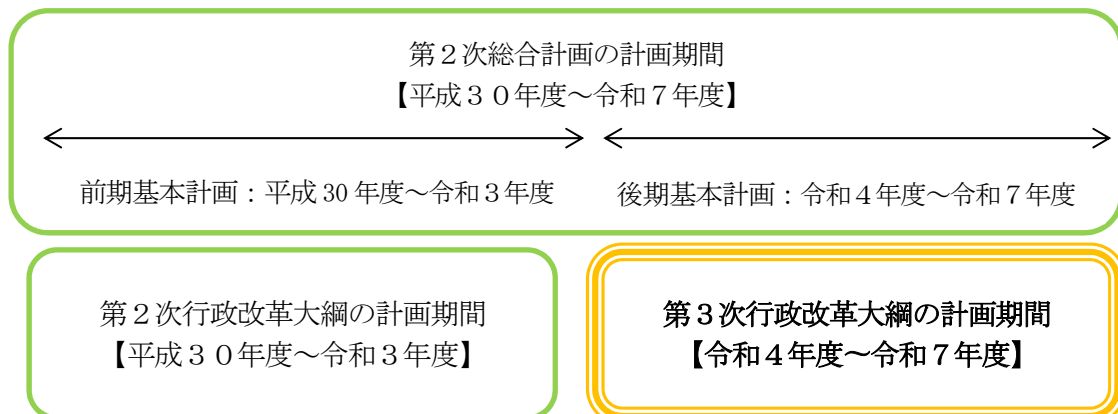
計画期間は、第2次総合計画との整合性を図りながら、令和4年度から令和7年度までの4年間とし、具体的な取組については毎年度、進捗状況の管理を行います。

第2次総合計画で定めた市の将来都市像

「 **ひと・自然 愛があふれるまち** 」

豊かな農産物や川、緑などの「自然」と、心のあたたかさや地域の絆などの「ひと」。これらは本市の大きな魅力であり、強みです。私たちの財産である「ひと」と「自然」を誇りに思い、愛し、次世代に伝えていけるよう、そしてまちづくりの過程においてこれらの魅力が市内外に広がって、多くの人に愛される愛西市となっていくよう、将来都市像を「ひと・自然 愛があふれるまち」とします。

第2次総合計画に位置付けた、これからの地域づくりや市民の豊かな暮らしの実現に向けた事業を推進します。



2 行政改革の基本理念

地方自治法第2条第14項に、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されています。行政改革は、行政の役割・あり方、組織・職員体制、行政サービスの提供方法など、行政運営全般について、見直しを行っていく取組です。

本市はこれまで、公平性・平等性・合法性・統一性を主眼とした画一的な『管理型の行政運営』から、迅速性・的確性・効率性・実効性を追求する『経営型の行政運営』への転換を図ってきました。

第3次行政改革大綱では、第2次行政改革大綱の基本理念を継承し、『経営型の行政運営』を更に推進することにより、市民から信頼される安定した行財政運営を図ります。

「 **経営型行政運営の更なる推進**
～市民から信頼される、安定した行財政運営～ 」

3 行政改革の目標

「行政改革の基本理念」に基づいて、「行政改革の目標」を次のとおりとします。

「第2次総合計画」を推進する行財政体制の確立

- (1) 行政サービスの提供について、市、市民、地域、高校、大学、NPO及び民間企業など様々な担い手が適切に役割分担し、幅広く連携・協働する姿をめざします。
- (2) 限られた行政の経営資源（財源・人材・資産・情報・時間）を最大限に活用することにより、更なる行政サービスのコストパフォーマンス（費用対効果）や質の向上をめざします。
- (3) 多種多様な行政ニーズに応え続けられるよう、強固な財政基盤の確立をめざします。

4 行政改革の視点

「行政改革の目標」を実現するために、第3次行政改革大綱では、第2次行政改革大綱で設定した3つの視点に加え、新たに1つの視点を追加します。

- (1) 地域や民間の力の結集
市民、地域、高校、大学、NPO及び民間企業など様々な担い手と連携・協働を推進することとで、行政サービスの質の向上に努めます。
- (2) 行政の経営資源の最大限の活用
予算編成、人員配置、組織や施設の見直しなどにおいて、行政サービスの質を最大限に高めるため、ベストミックス（効率性）を追求します。
- (3) 事務事業の積極的な見直しと財政健全化
歳入の最大限の確保を図るとともに、歳出面では市が果たすべき役割・責任を踏まえた「選択と集中」の視点を徹底します。
- (4) 時代の変化に対応したスマート自治体^{※23}への転換
新型コロナウイルス感染症拡大による社会変化、SDGsの推進、Society5.0時代の到来などの時代の変化に対応していくため、AI・RPA等の新たなICT技術を一層活用し、市民サービスの向上、自治体業務の効率化・省力化を図るなど、スマート自治体をめざします。

取組の体系図

